

開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修の開催について

令和4年11月25日
公正取引委員会

公正取引委員会は、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力の下、開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修を東京及び近畿地区において開催することとしました。

開発途上国では、近年、競争法を導入、又はその運用を強化しようとする動きが活発化しています。本研修は、開発途上国の競争当局の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、開発途上国における競争法の導入又は運用の強化に資することを目的として開催されるものです。

公正取引委員会は、開発途上国政府からの要請を受け、本研修を開催しており、平成6年度以降、本分野での研修は、今回で通算28回目となります。

記

- 1 期 間 令和4年11月28日（月）～12月9日（金）
- 2 開催場所 JICA東京センター、JICA関西センター等
- 3 講 師 学識経験者及び公正取引委員会事務総局職員
- 4 参加者 7か国の競争当局等の職員 8名（別紙参照）
- 5 主な研修内容
 - ・独占禁止法違反被疑事件に係る審査手続及び企業結合審査に関する説明
 - ・公正取引委員会の競争唱導及び広報活動に関する説明
 - ・公正取引委員会の地方事務所の役割等に関する説明
 - ・仮想事例を用いたグループディスカッション

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房国際課
	電話 03-3581-1998（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修
参加予定者リスト

(五十音順)

国	参加人数
インドネシア	1名
ウクライナ	1名
ガーナ	1名
セルビア	1名
フィリピン	1名
マレーシア	2名
モンゴル	1名
計	8名